

10月1日以降の新型コロナウイルス感染症患者の医療費について

(R5.10.1～R6.3.31までの措置)

標記について、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療費について、お知らせいたします。

(1) 新型コロナウイルス感染症治療薬について

全額公費負担していましたが、一部負担金が生じます。

医療費の自己負担割合が

① 1割の方は 3,000円

② 2割の方は 6,000円

③ 3割の方は 9,000円

新型コロナウイルス感染症治療薬とは、

特例承認又は緊急承認された経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」に限るものとする。

(2) 入院医療費について

通常の入院と同様に医療費（窓口負担割合1～3割）、食事代を自己負担。

しかし、高額療養費制度を利用している患者は、高度療養費制度の自己負担限度から原則1万円を減額した額を自己負担の上限とする。

●70歳未満の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円 +医療費比例額	247,600円	5,000円 +医療費比例額
年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円 国保：旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円 +医療費比例額	162,400円	5,000円 +医療費比例額
年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円 国保：旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円 +医療費比例額	75,100円	5,000円 +医療費比例額
～年収約370万円 健保：標報26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	47,600円	10,000円
住民税非課税	35,400円	25,400円	10,000円

※ 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に140,100円、93,000円、44,400円、44,400円、24,600円となります。

●70歳以上の方

高額療養費自己負担限度額の所得区分	(参考)高額療養費自己負担限度額	公費による減額措置後の自己負担額	(参考)コロナ公費が補助する最大金額
年収約 1,160 万円～ 健保：標報 83 万円以上 国保・後期：課税所得 690 万円以上	252,600 円 +医療費比例額	247,600 円	5,000 円 +医療費比例額
年収約 770～約 1,160 万円 健保：標報 53 万～79 万円 国保・後期：課税所得 380 万円以上	167,400 円 +医療費比例額	162,400 円	5,000 円 +医療費比例額
年収約 370～約 770 万円 健保：標報 28 万～50 万円 国保・後期：課税所得 145 万円以上	80,100 円 +医療費比例額	75,100 円	5,000 円 +医療費比例額
～年収約 370 万円 健保：標報 26 万円以下 国保・後期：課税所得 145 万円未満	57,600 円	47,600 円	10,000 円
住民税非課税	24,600 円	14,600 円	10,000 円
住民税非課税 (所得が一定以下)	15,000 円	5,000 円	10,000 円

※1 高額療養費の多数回該当の場合は、それぞれの所得区分について、公費による減額後の自己負担額と、多数回該当時の自己負担限度額とのいずれか低い方を適用します。この場合、上段から順に 140,100 円、93,000 円、44,400 円、44,400 円、14,600 円、5,000 円となります。

※2 75歳となったことで国民健康保険等から後期高齢者医療制度に異動する際、75歳到達月については、前後の保険制度でそれぞれ高額療養費の自己負担限度額を2分の1とする特例が設けられていることから、今般の公費による減額措置においても、75歳到達月における公費による減額後の自己負担額は、前後の保険制度でそれぞれ上段から順に 123,800 円、81,200 円、37,550 円、23,800 円、7,300 円、2,500 円となります。